

令和7年 保険料率変更のご案内

1. 雇用保険料率の変更！！

令和7年4月分の給与から、労働者負担・事業主負担の
保険料率が下記のとおり変更になります。

給与計算の際はご注意ください。

●令和7年4月1日～令和8年3月31日●



TOPIX

1. 雇用保険料率の変更
2. 健康保険料率の変更

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業等給付 の保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担	② 事業主負担			
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・清酒製造の 事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

2. 健康保険料率の変更（北海道）

令和7年3月分（4月納付分）から、協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率が
変更となっています。

	令和7年2月分まで		令和7年3月分より
健康保険料率	10.21%	➡	10.31%
介護保険料率	1.60%		1.59%

（上記料率は会社負担と本人負担の合算です。各保険料はそれぞれの折半となります。）

※3月に決算賞与がある場合…3月に支給される賞与の保険料は、新しい保険料率となります

雇用保険・社会保険ともに、保険料率の改定に注意して給与計算を行ってください。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。